

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会
遺伝子組換え食品等調査会(オンライン会議)

日時 令和2年11月16日(月)

13:30～

場所 AP虎ノ門会議室J(3階)

○今川室長

定刻となりましたので、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会を開催いたします。本日はお忙しい中、御参集いただき誠にありがとうございます。この度、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、オンライン会議での開催とさせていただきます。なお、本日の審議はY o u T u b e配信をしておりますことを申し添えます。

本日の出席状況ですが、現時点で本調査会の委員6名中6名の先生方に御出席いただいております。本日の調査会が成立することを御報告いたします。

また、本日は参考人として、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の委員でもあるお二方、日本生活協同組合連合会組織推進本部長の二村様、一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長の浦郷様にお越しいただいております。それから本日は、農林水産省からもお二方にお越しいただいております。まず、カルタヘナ法、正式名称は遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、このカルタヘナ法の担当部署、農林水産省消費・安全局農産安全管理課審査官の高島様でございます。もうお一人は、飼料安全法、正式名称は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、この飼料安全法の担当部署、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐の古川様でございます。

なお、利益相反に関する規定に基づきまして、特定の品目に関する審議を行う際には、利益相反の有無を確認し、その確認書につきまして当省ホームページ上で公開すること等が定められておりますが、本日の調査会における審議内容については、これに該当しないことを申し添えます。

それでは議事に入る前に、食品基準審査課長の中山より挨拶を申し上げます。

○中山課長

食品基準審査課長の中山でございます。遺伝子組換え食品等調査会開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。委員の皆様、そして参考人の皆様、日頃から食品衛生行政の推進に御理解、御支援を頂いておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げたいと思います。

本日の調査会は、御承知のとおり、後代交配種の取扱いについてこれまでも何度か議論を進めてまいりましたが、更に議論を深めていきたいということで、今回は農水省の関係部署の方にも御同席いただき、議論を深めていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。これまでの議論も踏まえまして、活発な御議論を頂きますようお願い

い申し上げまして、簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○今川室長 次に、事務局より本日の進め方及び資料について説明させていただきます。

○杉原主査 事務局の杉原と申します。初めに、オンライン会議の進め方について御説明いたします。今回は、Skype for Business を活用したオンライン会議となります。円滑な進行のため、次の点について御対応いただきますようお願いいたします。発言者以外の方は、マイクをミュート設定にしてください。発言されたい場合は、メッセージにて意思をお伝えください。メッセージを確認いたしましたら、座長又は事務局より指名いたします。指名された方は、ミュート設定を解除して御発言ください。お手数ではございますが、発言の冒頭でお名前をお伝えください。発言が終了いたしましたら再びミュート設定にしてください。また、決議の際には、メッセージにて意思表示を確認いたします。

次に、配布資料の説明をさせていただきます。本日の資料は、資料1、資料2のそれぞれ1枚ずつになっております。

また、会議の途中で操作不良等が生じましたら、メッセージを活用して事務局までお申し付けください。

○今川室長 それでは、以降の進行を、事務局から近藤座長に代わりまして議事を進めてまいります。近藤座長、よろしくお願いいたします。

○近藤座長 はい、座長の近藤でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。早速、今日の議題に入りたいと思います。議題(1)「ゲノム編集技術応用食品の後代交配種等の取扱いの整理」ということで、本日は資料が2つございますけれども、まず資料1について、事務局から説明をお願いいたします。

○今川室長 事務局の今川でございます。よろしくお願いいたします。資料1を御覧ください。資料1「ゲノム編集技術応用食品の後代交配種にかかるこれまでの遺伝子組換え食品等調査会での議論について」ということで、こちらについて御説明申し上げます。大きく2つに分かれておりまして、まず1番目、後代交配種の食品衛生上の取扱いについてです。ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領に基づき届出されたゲノム編集技術応用食品、これは今後届出がなされるそのものということとして、今、御議論いただいているのは、これの子孫、後代交配種ありますが、ここは親の部分として、これについてはイコールとして「外来遺伝子の入っていないもの」と書いておりますけれども、簡単に申しますと、外来遺伝子が入っているものは、今までどおり遺伝子組換

え食品の安全性審査となります。また、確認していった中で、外来遺伝子が入っていないものについては、その枠から外れることになろうかと思っています。こうした外来遺伝子が入っていないものの後代交配種については、以下のとおり整理されるということで、マルが3つあります。

1つ目、後代交配種については、従来の育種技術の範囲と判断されたゲノム編集技術応用食品を、さらに従来の育種と同様な方法で育種したものであるため、食品の安全性は、現在流通している従来の食品と同様であると考えられる。

次ですが、これを踏まえると、食品衛生法の目的である「食品の安全性の確保」の観点からは、ゲノム編集技術応用食品に関して、現在の取扱要領に基づいて行われる事前相談及びその後の届出による情報があれば、食品衛生法の目的は達成でき、その後の育種である後代交配種に追加で届出を求める必要性は認められないと考えられる。これは、届出されたものについては、遺伝子組換え食品のような外来遺伝子が入っていないものになりますので、その枠から外れて、届出を行っていただくとなった場合に、それ自身が従来の育種と同等と、つまり従来の突然変異であったり、放射線育種であったり、化学物質の育種といったものと同等となりますので、そこでの届出があれば、以降の届出を求める必要性は認められないというものです。

3つ目、なお、後代交配種に係る情報伝達や食品表示の観点については、食品衛生法の範疇とは別に整理されるべきものと考えられる。前回の1回目、2回目のこの調査会の御議論を踏まえて、情報伝達や食品表示の観点ということで書いております。そういったものについて別に整理されるべきものと考えられるということになります。

次に、大きな2番目、ゲノム編集技術応用食品等の今後の取組です。1つ目ですが、ゲノム編集技術応用食品等について、事前相談及びその後の届出を実施させるとともに、公表を着実に実施する。2つ目、ゲノム編集技術応用食品等に対する消費者の不安に対処するため、リスクコミュニケーションや調査研究を引き続き推進するとともに、海外における規制の検討状況の進展があった場合や新たな知見が得られた場合等にあつては、必要に応じて、取扱要領の見直しを検討する。

まず、リスクコミュニケーションですが、これは1回目、2回目でもリスクコミュニケーションの重要性という言及がありますので、今日も資料として、参考資料1、参考資料2にパンフレットやリーフレット、厚生労働省で作成したものをお付けしてありますけれども、そういったものを用いながらリスクコミュニケーションを行っていったり、あるいは

海外、オーストラリア、ニュージーランド、それからEUですが、まだゲノム編集そのものの取扱いというのも、食品の取扱いを検討中ですので、そうした状況にもよって、取扱要領というのは必要に応じて今後も見直していくことは当然あり得るということで、見直しを検討するというようにさせていただいております。

一番下に参考として、今後のリスクコミュニケーションの実施案ということで、これは例として5つほど挙げておりますが、これ以外にもあると思います。ゲノム編集技術応用食品等の取扱いについてのWeb説明会。関係省庁合同での意見交換会の実施。各地で開催される説明会等への職員の派遣。厚生労働省ホームページのコンテンツの充実。パンフレット、チラシ等のリスク用資料の充実。こうしたことを考えております。資料1については以上です。

○近藤座長

ありがとうございました。前回の調査会において、二村参考人から意見が出されまして、「農水省における後代交配種の取扱いについてはどうなっているか」という御質問を受けましたので、この点についても事務局から説明をお願いいたします。

○今川室長

事務局の今川です。前回の中で、農林水産省関係のお話も可能であればということでした。先ほども申し上げましたけれども、今回お二方、農林水産省の農産安全管理課から高島審査官、それから畜水産安全管理課から古川課長補佐にお越しいただいております。それぞれ、カルタヘナ法、これは生物多様性の観点で、それから飼料安全法は飼料の安全の観点でお越しいただいております。

私からまず、ごく簡単にそれぞれの観点について御説明申し上げます。まず、カルタヘナ法の観点です。これは生物多様性への影響の観点ということです。与える影響を見るという観点として主に3つの観点がありまして、1つ目としては、在来生物との競合という観点です。これは在来生物が負けてしまうといった観点になりまして、それがあかないかという観点です。2つ目としては、在来生物との交雑の観点です。交雑、交配といったことがあるのかないのか、影響があるかどうかという観点です。3つ目としては、有害物質が仮に生産されるといった場合、その有害物質が在来生物に与える影響があるかないかという、例えばその食物を食べて昆虫が死んでしまうかどうかとか、そういった影響があるかないかという観点です。主に、こういう3つの観点から、生物多様性への影響について確認するというものです。やはり、これについては食品衛生の観点は、これらを踏まえた上での食品の安全性というものですので、かなり食品衛生は生物多様性での範囲と比べると限定的かなと考え

ております。なかなか単純比較というのは難しいのではないかと考えております。

続きまして、もう1つ、飼料安全法ですが、これは先ほど申しましたとおり、飼料の安全性の観点です。こちらですが、食品と飼料の安全性は比較的近いものがあるかと考えております。現在の飼料安全の観点は、後代交配種の取扱いにつきましては、事前にお問合せをお願いしなすということとか、あるいは幾つか限定的ですが、届出を求めるといようにしていますけれども、食品の今の取扱いと基本的には考え方としては同じでして、今回の厚生労働省の後代交配種の取扱いの結論も踏まえて、今後農林水産省のほうでも、この飼料安全の観点で、後代交配種の取扱いの見直しを必要に応じて行いますと聞いているところです。

事務局からは以上ですが、高島審査官あるいは古川課長補佐のほうで、追加あるいは訂正などが今の時点でございましたらお願いします。大丈夫そうですか。そうしましたら、ひとまず事務局からは以上です。

○近藤座長

それでは、資料1に関しまして各委員から御意見を伺いたいと思っておりますけれども、御意見がある場合は、メッセージにて意思表示をお願いしたいと思います。まず、資料1は1と2とありますが、1のほうから、これはこれまでの議論を踏まえて整理されたもので、最終的には外来遺伝子の入っていないものの後代交配種については、追加で届出を求める必要はないという、これまでの議論をまとめたものですが、何か追加で御意見がございましたらお願いいたします。二村参考人から御意見があるようなので、よろしく願いいたします。

○二村参考人

ありがとうございます。二村です。前回の委員会の際に、食品安全衛生の確保の観点から届出が必要ではないということについては一定理解はしますが、もともとこの取扱要領を定めたときには、一定そこを踏み越えた形で、消費者の不安に配慮するとか、情報を蓄積していくことの重要性に鑑みて、こういう届出制度を作ったということでしたので、それとの関係でいうと、届出という今求めているものと同じレベルのものが必要かどうかというのは別として、何らか情報を管理する方法は必要ではないかということをお願いいたします。

そういう意味で言いますと、ここで書かれていることの3つ目のマル、「情報伝達や表示の観点については、食品衛生法の範疇とは別に整理されるべき」ということ部分について、具体的なイメージがあるのでしょうか。ここに書いただけで、この後そのままになってしまうと、結局、消費者側の不安や情報の蓄積については宙に浮いてしまうことになります。この部分について、具体的に今後の考えられることとか、こういう

食品衛生法に基づくものではないにしても、何かの形で情報を収集したり、情報の提供を事業者に求めることができるのか、その具体的などころをお伺いできればと思います。

○近藤座長 浦郷参考人も多分同じような意見があると思いますので、引き続いて浦郷参考人から御発言頂いてよろしいでしょうか。

○浦郷参考人 はい、浦郷です。発言させていただきます。私も、この2つ目のマルの最後のほうに、「その後の育種である後代交配種に追加で届出を求める必要性は認められないと考えられる」と書いてあるのですが、後代交配種に関して、最初に届出をされる作物と同じような届出までは求める必要はないと思うのですが、やはり何かしら届出は必要なのではないかと考えております。

その下のマルですが、後代交配種に係る情報伝達とかについてですけれども、「食品衛生法の範疇とは別に」というのは、それはそれで理解するのですが、こういう書き方をしてしまうと、もう食品衛生法とは別だから、何かもう厚労省は関係ないよみたいというような感じもするので、そうではなくて、食品衛生法の範疇ではないのですが、厚労省として責任を持って情報伝達の部分まできちんと関与をするということ、あるいは、前回意見書でも出しましたが、農水省や消費者庁とともに、一緒になって情報伝達の仕組みを何か考えるということをしてほしいと思っています。

それで、前回出られなかったので、お話させていただきますけれども、食品として市場流通品というのでしょうか、市場に出るものを届出対象とすべきだと思います。これまでの議論で、届け出たゲノム編集作物というのが、それ自体が、もちろん食品として市場に出ることもあるのですが、そうではなくて、その種子が、種子の市場にということですか、そこに流通するというところもあるわけですね。お話の中では、この届出がされたゲノム編集作物が直接出るよりも、ほとんどが種子のほうに出て、ゲノム編集作物自体が商品として市場に流通することはないようなものも多くあるのではないかなというお話でした。そうであるならば、ゲノムの種子から交配した品種が、実際に市場流通食品として市場に出るときに、届出をすることを私は求めるべきだと思います。そのときの届出というのは、既に届け出られたゲノムと他品種との従来育種で作られたものなので、その届出の中身というのは、ゲノム由来であるということが分かるものであれば、それでいいのではないかと考えています。

○近藤座長 浦郷参考人、ありがとうございます。事務局から発言がありますので、よろしくお願いたします。

○今川室長 二村参考人、浦郷参考人、どうもありがとうございました。そうしますと、今頂いた御意見を踏まえまして、事務局から提案させていただきたいと思います。

議論を2つにまず分けさせていただきたいと思っています。1つは、食品衛生法の観点ではなかなか難しいかなとは思っているのですが、その御理解は共通認識というところでもよろしいかどうかということ、そして共通認識ということで結構ですと頂いた上で、さらに2段階目として、情報伝達、食品表示といった観点での議論の継続が必要かどうかという、そういった形で御意見を頂けたらと思います。委員、参考人の皆様は、いかがでしょうか。

○浦郷参考人 浦郷ですが、よろしいですか。

○近藤座長 浦郷参考人、よろしくお願ひいたします。

○浦郷参考人 食品衛生法の観点ということからいうと、やはり市場に食品として流通するときのことを考えなければいけないのではないかなと思うのですが、そこら辺はどう理解したらよろしいのでしょうか。

○近藤座長 事務局からお願ひいたします。

○今川室長 浦郷参考人、ありがとうございます。第1回目、それから第2回目に御意見を頂いて御議論いただいた中では、ゲノム編集の食品というのは、基本的にはまず前段として遺伝子をいじっていることは間違いありませんので、遺伝子組換え食品の範疇に基本的には入るのかなと思っております。ただ、そのうちの一部のものは、外来遺伝子が入っていないと分かるものがあるかなと思います。そういった外来遺伝子が入っていないものについては、今までの従来品種、従来育種と同じものと考えられると思います。それは、先ほどの御説明の中で申し上げましたが、従来の突然変異を使ったもの、あるいは放射線で遺伝子を切って改変していったもの、化学物質を使って遺伝子を切って改変していったもの、そういったものと基本的には同じ、外来遺伝子が入っていないと結果的に分かったものは、従来育種、従来の品種と同じという考え方ができるかなと、これまでの議論の中でも考えております。

そうしたときに、これまでも消費者への適切な情報提供、安心、安全といったことも考えて、従来品種と同じとはいえ、それについてどういったものがあるのか、どういった観点で改変されているのかということの情報提供は必要だという、我々もそういった新たな技術の情報を得るといった観点が必要ということで、それについては届出をして、届出の前に事前相談をして情報を頂いて、外来遺伝子が入っていないものは届出をしていただくという整理にさせていただいて、これまで御議論いた

だいていたところだと思います。そうした中で、後代交配種というのは、その届出を頂いた部分、今までのものと同じという観点ですので、その後代交配種への情報の蓄積というところまでは、食品衛生の観点では求める必要はないのかなといったところが、これまでの御議論だったと思います。

あとは、先ほど浦郷参考人がおっしゃった届け出る場所というか、届け出るものが、市場流通品なのか、それとも、もうちょっと上の開発した部分なのかという観点ですが、これはどうしても申請者にもよってくるのかなと考えています。つまり、届け出た時点で市場流通は可能なわけですので、実際に市場流通するかどうかというのは、申請者のその後のお考えというのがあると思いますので、どの時点で市場流通するか、あるいは届け出たけれども、市場流通までは結果的にはしなかったというのも出てくるのではないかなと思います。ですから、市場流通するというのがスーパーに並ぶ段階かどうかというのは、こちらで把握というのは非常に難しいのかなと考えております。ちょっと長くなって恐縮です。事務局からは取りあえず以上です。

○近藤座長 ありがとうございます。浦郷参考人、二村参考人、今の御説明はいかがでしょうか。

○浦郷参考人 浦郷ですが、よろしいでしょうか。

○近藤座長 よろしく願いいたします。

○浦郷参考人 そもそも、ゲノム編集技術応用食品についての取扱いについては、まず新たな技術に対する入念的な状況の把握が必要であるということ、それから、ゲノム編集技術応用食品に係る情報やデータの蓄積は社会的に重要であるり、新たな育種技術に対する消費者の不安への配慮も必要ということで、ゲノムに関しては外来遺伝子がなくなったところで従来育種と同等でもあるし、検証もできないのですが、新たな技術だからということで、こういう届出をしてもらって取扱いになったと思うのですけれども、います。そして新たな技術に対する入念的な状況の把握というところは、今は事前相談、届出というところで十分やっただいていてと思います。

しかし、ゲノム食品の情報データの蓄積というのは、やはり後代交配において出てきた食品についても、できる限り情報を収集することが必要なのではないかなと思いますし、消費者の不安への配慮ということから考えると、実際に消費者が食べる食品がゲノムの技術によってできたものなのかどうかというのが分からないと、これは意味がないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。以上です。

○近藤座長

浦郷参考人、ありがとうございます。これまでの整理で、ゲノム編集技術の後代交配種については、届出の対象となったものについては、従来育種と同等の安全性であるということが確認されたという判断で、それと従来育種との後代交配については、そのリスクは従来のもと同じという、そういうこれまでの整理だったと思います。そういう後代交配種をやったときに、ゲノム編集の食品に特化した何か更に新しいリスクが生まれるかということ、そういうことではないので、浦郷参考人の御心配も分かるのですが、情報伝達とか情報収集ということに関しては、現在の最初の届出のところで十分されているかと、そういう認識であります。ちょっとここで、二村参考人が発言があるようなので、二村参考人、よろしくお願いたします。

○二村参考人

確認したいことがあります。前回のときにも申し上げたのですが、遺伝子組換え作物について、後代の掛け合わせしたものについても、これは届出というものなのか情報提供というのか、言葉は正確には分からないのですが、厚生労働省のホームページに、こういう会社からこういう掛け合わせの品種について情報提供があったということで一覧が掲載されています。これは、どういう根拠で行われているのか、食品衛生法上の何か根拠があってされていることなのか、それとも、それとは違う枠組みで行われているのかということを確認したいと思います。

というのは、同じような形のことできないかと思うのです。遺伝子組換えのほうも、これはもちろん安全性の審査をした上でということになると思うのですが、安全性審査をして従来のもとなんかにリスクは変わらないと確認された、その掛け合わせの品種についての情報が、厚生労働省のホームページで情報提供されているということなので、似た枠組みでできないかと思っています。これが、食品衛生法上の何か枠組みなのか、そうでないのか、これはゲノム編集食品にも応用できないのかということを確認したく、解説を頂ければと思います。以上です。

○近藤座長

事務局から御説明いただいてよろしいでしょうか。

○今川室長

二村参考人、ありがとうございました。事務局から若干、御説明差し上げたいと思います。遺伝子組換え食品の枠組みでも、安全性審査が終わったものについて、それと従来品種との掛け合わせというのは、特に規制はありません。だから、従来品種というのは、例えば遺伝子組換えトウモロコシであれば今、市場に流通している遺伝子組換えでない従来品種のトウモロコシとの掛け合わせというのは、特に遺伝子組換えの安全性審査を再び行うかということとその規制の対象ではないというところなんです。御指摘いただいたように、厚労省のリストとか若干ありますが、それは、

どちらかというとなん安全審査が更に必要かもしれないというもので、事前に確認するような制度もあるのです。その中で、例えば代謝が改変されたものとかは、更に安全審査が必要になってくる部分もありますので、そういった中で、更に安全審査が必要になった部分ではないものをリスト化していたりといった形です。ですから、今ここで後代交配種の御議論をしているものというのは、あくまでも従来品種との掛け合わせになりますので、その部分では、先ほど申しましたように遺伝子組換え食品のほうも特に規制はないといった状況です。以上です。

○近藤座長 ありがとうございます。ちょっとここで、委員の先生方にも御意見を頂きたいと思いますが、田部井委員から何か御意見いただいてもよろしいでしょうか。

○田部井委員 田部井ですが、聞こえていますか。

○近藤座長 聞こえております。

○田部井委員 では、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。今、事務局から提示されました意見ないし今後の対応というのは、私は適正だと思います。といいますのは、まず1つは、確かに不安への配慮ということもあって知りたいというのがありますが、そもそも食衛法上の問題、食衛法というのは飲食に伴う安全の確保というところがありますので、そういう意味では事前相談があつて届出が終わったものは、従来のいわゆる変異体と同じで、従来の育種をする限りにおいては、これまで行われてきた品種改良で起こるであろう変異の範囲内であるということ、いわゆる食衛法上の目的は達しているということであれば今の定められた手続で、この2である考え方でよろしいかと思ひます。

もう1つ、3で別に整理されるというところは、やはりこれは法第1条から超えたところでの議論ということ、また別途違つた様々な視点での議論になるということなので、私自身はこの方向性でよろしいのではないかと思ひます。それから、データの蓄積ということですが、これはやはり、どういふものが開発されているかという、そもそものところの情報の集積であつて、そういう意味での届出という制度ができていると理解しています。それから、後代について全て知りたいとかということもありますが、実際ヒアリングで日本種苗協会からの意見等では、例えば自社開発で自社の中で使っている範囲であれば取りあへずできますけれども、育種材料というのは海外も含めて大きく交換されている中で、本当にどこまで確実に追えるかというのは難しいということも言われています。やはり、そういう現状を考えた上で、その辺の情報提供というのを議論していくべきではないかと思ひている次第です。以上です。

○近藤座長 田部井委員、ありがとうございます。もう一方、中島委員から御意見を頂いてよろしいでしょうか。

○中島委員 中島です。大体、田部井委員の御意見で尽きているとは思いますが、後代交配といっても、世間一般の人々が考えるイメージはいろいろあって、今年取れた種をそのまま来年蒔いて収穫する、お米などはそうなのですけれども、そういう作物はむしろ少数派です。例えば、トウモロコシのように毎回F1を作るようなもの、これは全て後代交配になるのか、そういった議論にも一般のイメージから考えると、そういうところからもなるわけです。

後代交配について、消費者の方々が気にされておられるのは、自分の食べるものが少しでもゲノム編集の技術を使ったものなのかどうかということなのだろうと思います。現状ですと、正直な業者であればゲノム編集を使ったというのを表示されると思いますけれども、ゲノム編集を使っていないという、これは最後まで分からないと思います。というのは、海外の事情もありますし、次々に種子、後代交配を開発するといった事情もあって、どこまで追えるか分からないわけです。しかも、ゲノム編集技術を使用したということを確実に検出する技術がありませんので、この点を確実に担保することもできないし、違反した人に罰則を課すこともできないというわけで、ゲノム編集技術を使ったと書いてあるものは確実ですが、そうでないものは本当にゲノム編集技術を使っていないのかということとは分からないということにもなります。

これは技術的な問題でして、将来の取組や規制の方針でどうこうできるものではないと考えます。というのも、これは最終的にどうしても漏れるということが想定されるわけです。そんなこんなを考えますと、現状の事務局側の提案は、現実性を踏まえてみれば妥当なものだと考えております。以上です。長くなって申し訳ありません。

○近藤座長 中島委員、ありがとうございます。小関委員、御意見を頂いてよろしいでしょうか。

○小関委員 小関です。お二方の委員のおっしゃるとおりだと思うのですが、法律の上とかということと離れて考えたときに、自然界に起こり得ていた、あるいはもう起こって食べていたというような変異の仕方のもを選抜するのに長い時間が掛かるところを、掛からないで済む形で得ているというものがゲノム編集というものであると、どちらかという、食べることを考えたらそういうものではないかなとも思っています。それが濃縮されて1つの品種として出てきていないけれども、これまでに食べていたもの、天然に起こり得るものだから、そういう意味で言ったら、それ

とほかのものを掛けて問題はないだろうという、ただ、そうしたときに人の健康に何らかの支障が出るというようなことがあったら、それは技術論とかゲノム編集によるものなのか、それとも本当は天然の、自然界の突然変異によるものかの区別なく、食品として流通することが問題だということで、法律的に取り締まっていくというのが方法としては一番いいのではないかなと思っています。以上です。

○近藤座長 小関委員、ありがとうございます。そういうことで、食品衛生法上の取扱いということに関しては、資料1の1にあるような整理で、最初の届出で、追加で後代交配種には届出を求める必要はないと、こういう整理でよろしいかと考えているのですが、二村参考人、浦郷参考人、更にご意見ございましたらお願いします。

○二村参考人 二村です。これも再三申し上げていますが、食品衛生法上の観点から、ここで後代の届出をすることで、すごくリスクが下がったり上がったりということではないということについては理解しているつもりですので、その点についてはよいと思います。

ただ、ちょっとその後の論点があるということと、先ほどの中島委員のお話で、確かに悪意を持ってそうではないと表示をすとか、悪意というところまではいかない、そこまで悪い気持ちはないにしても、何らかゲノム編集でないということを殊更に表示するようなケースなどもなくはないと思うのですけれども、逆に情報が管理されていないとなると、誰も証明できないとすれば、本当はそうでないものについても、実はゲノム編集なのだというようなことを言って、そういった情報が変に出回ってしまうということもあるのかなと思うのです。

やはり、ある程度正しく情報がきちんと管理されている状態であって、そのことが社会的な信頼性を持っていないと、どちらにせよ混乱するのではないかなと思いましたが、その点も含めて次の、どのように情報を継続していくかというところの論点になるのではないかと思います。

言った者勝ちの世界だということをしてしまうと、例えば実は日本はゲノム編集食品だらけなのだとか、そういうことも言おうと思えば言ってしまうということになってしまいます。それに対してそうではないのだということを行うためには、やはり何らか情報がきちんと整理されている必要があるのではないかと思います。この点は次への意見になるかと思います。私からは以上です。

○近藤座長 二村参考人、ありがとうございます。そういうことで、2つ目までは御理解いただいたということで、必要な情報管理、情報伝達の部分については、また後で少し触れたいと思います。浦郷参考人は、どうでしょう

か。

○浦郷参考人 浦郷です。私は、ゲノム編集技術応用食品を否定しているわけではなくて、本当にこれは画期的な技術であるし、それで出てくる食品はすばらしいものが出てくるのではないかとすごく期待はしております。ただ、今この時点では、新しい技術ということが、多くの人にはなかなか詳しく知られていないということ、その中で、消費者の中には不安に思っている人もいるというところです。届出されたものは、従来育種と同じということで、これ自体は検証もできないことなので、最初の届出自体もしないで済ませてしまう事業者だって、もしかするといるかもしれないというところですので、後代交配種も同じことかと思うのですが、食品衛生法上の届出ということができない、届出を求めることが難しいということであれば、届出を求めなくても、それに代わる何かしら後代交配に関するデータベースのようなものを作って、そこにこれと掛け合わせて市場に出る食品はこういうものがあるというような、そこへ報告するような何かそういうものを作っただけであればということだと思います。以上です。

○近藤座長 浦郷参考人、ありがとうございます。二村参考人と同じように、最終的には情報管理の策を考えてほしいと、そういうところだったと思います。ですので、最終的には食品衛生法上の取扱いについては御了解いただいたと、そういう認識でよろしいかと思えます。

それでは、次に行かせていただきます。資料1の2として、ゲノム編集技術応用食品等の今後の取り組みについて、ここで説明いただいたのですけれども、ここの記載の部分について、何か御意見等がございましたらお願いいたします。以前、ゲノム編集食品の届出の制度が始まった頃、いろいろな説明会を各所でやったときに、説明が分かりにくいとか議論の時間が短かったとか、そういう意見を頂いたと思いますが、それを含めてそのほか、御意見がございましたらお願いいたします。二村参考人、よろしくお願いいたします。

○二村参考人 まず、やはり第一には、1番目のマルにあります現時点での事前相談と届出、それからその公表というのを着実に実施していただくということは、非常に重要だと思います。それと、先ほど来申し上げておりますが、2つ目のマルに行くリスクコミュニケーションするためにも、1つ目のマルと2つ目のマルの間に、後代交配種の情報等も含めて今の技術がどのように公表されてきているのかということとか、今の私たちの生活にどれぐらい関わりが出てきているのかということについての情報の収集をきちんとして分かりやすく整理していただくことが必要です。

1 番目のマルと 2 番目のマルの間に、もう 1 つ項目というか、大きな塊の業務があるのではないかと思います。

もちろん、厚生労働省だけではなくて、農林水産省あるいは消費者庁などと一緒にやっていただく必要があるかとは思いますが、そうはいつでも、この情報は厚生労働省に見に行くとか、この内容は消費者庁に見に行くのだということでも、非常に分かりにくいと思いますし、混乱する面もあると思いますので、是非ともよく連携をしつつ、一元的に情報があるようにしていただくといいのではないかと考えています。取りあえず以上にしたいと思います。

○近藤座長 二村参考人、ありがとうございます。2 つ目のマルのリスクコミュニケーションに至るまでの間に、現状の情報はどのような状況になっているかということと、その他情報整理をした上で、そういう資料を基にリスクコミュニケーションをしてほしいということと、3 省庁合同でよく連携をしながら説明会等を行ってほしいと、そういう意見だったと思います。そのほか、何か御意見はございますか。

○浦郷参考人 浦郷ですが、よろしいでしょうか。

○近藤座長 浦郷参考人、よろしく願いいたします。

○浦郷参考人 今の二村参考人の意見には賛成です。やはり、後代交配種のことについても、きちんと皆さんに情報をお伝えすることは必要だと思いますし、今までリスクコミュニケーションは何度も開かれてきましたが、一方的な説明に大分時間を取られてしまっているようで、質疑応答の時間が余りない、そこでのコミュニケーションというか、やり取りが少なかつたような気がいたします。いろいろなやり取りをする中で理解は深まっていくと思いますので、リスクコミュニケーションを組み立てるときに、その中身をもう一度考えていただきたいなと思います。

それと、先ほどの 1 の部分の最後のマルの情報伝達の点で、私が最初に申し上げた食品衛生法の範疇とは別に整理されるというのは、それはそれでいいのですが、ゲノム編集食品の後代交配種のことなので、きちんと厚生労働省が中心になって整理するということを書き加えていただくというか、厚労省できちんとやっていただきたいなと思います。以上です。

○近藤座長 浦郷参考人、貴重な意見をありがとうございます。そのほか何か、委員からはよろしいでしょうか。ないようでしたら、資料 2 に入ります。事務局から御説明がありますので、よろしく願いいたします。

○今川室長 事務局の今川です。皆様、どうもありがとうございました。今の皆様方の御意見を踏まえまして、特に情報伝達の辺りは今日は結論は出さずに、

事務局でも検討させていただきまして、次回の調査会でまた御相談申し上げたいと思います。それで、よろしいでしょうか。何か御意見がありましたら、お願いできればと思います。ありがとうございます。

そうしましたら、座長からも資料2という話がありましたので、資料2についても御説明したいと思います。ただ、だからこれで決定ということよりは、ここも含めて次回までに事務局のほうで検討させていただきたいと思います。御説明だけさせていただけたらと思いますので、資料2をお願いいたします。

資料2ですが、現在の取扱要領の改定案です。現在の取扱要領の後代交配種の部分の書きぶりとしては、資料2の真ん中より下のほうに5、6行ありますけれども、参考として現行の規定と書いてあります。現行はこういう記載になっています。「6. 後代交配種等の取扱い」ということで、詳しくは読みませんが、「今後継続して検討」、「当面の間、厚生労働省に事前相談を行うこと」という記載をしております、これに基づきまして、1回目、2回目、3回目と、この調査会で御議論いただいたということです。

これを踏まえて、上の段ですが、今後の改正案というものです。ちょっと読ませていただきます。「6. 後代交配種の取扱い。ゲノム編集技術応用食品として届出を行った旨の公表がなされた品種に」、この「品種」というのは系統なども含めます。取扱要領のQ&Aのようなものにそういうことが書いてありますけれど、ここでは系統は省かせていただきますが、品種に系統も含まれます。続けて読みます。「公表がなされた品種に、従来品種等(※)」、ここで※印があります。この従来品種等として下に※がありますけれども、正に従来品種そのものです。それから、ゲノム編集技術応用食品として届出を行った旨の公表がなされた品種、及び組換えDNA技術応用食品としての安全性の審査を経た旨の公表がなされた品種、この主に3パターンが従来品種等としてあり得ると思っています。3つ目の組換えDNA技術応用食品等の話は、どちらかというと今までの組換えDNA技術応用食品、安全性審査のほうの枠組みと同じ枠組みになりますので、ここに書かなくてもよかったかなとは思いますが、一応パターンとしてこういうものがありますということで書いております。これが従来品種等ですけど、この従来品種等を「伝統的な育種の手法により掛け合わせた品種については、事前相談及び届出は求めないこととする。なお、ゲノム編集技術応用食品のうち、組換えDNA技術応用食品に該当すると判断された品種に、伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせた食品については、組換えDNA技術

応用食品の規定が適用される」ということで、なお書きは、外来遺伝子が入っていると分かったものは、遺伝子組換え食品の今までの安全性審査の仕組みのほうに入りますというものです。

資料2については以上ですけれども、先ほども申しましたように、ここも含めてまた事務局で検討させていただいて、次回また御相談させていただければと思います。以上です。

○近藤座長 ありがとうございました。ただいまの資料2の説明につきまして、何かコメント、御意見等ございましたらお願いいたします。二村参考人、お願いいたします。

○二村参考人 確認をさせていただきたいのですけれども、もう1回、次回に周辺的なことも含めて検討するということですが、先ほど来の議論は、日本の国内でゲノム編集技術応用食品が作られる想定の話が中心だったと思います。一方、輸入食品が増えているということで、輸入されてくるものがどのように管理されるかというのは心配をされる方が多いところかと思えます。この取扱要領の改正案で言いますと、例えば外国でゲノム編集技術を応用して作られたものがあり、そこから交配されてできてきたような作物などが輸入をされる場合には、この規定を適用するとどのようなことになるのか、その流れを御説明いただければと思いました。よろしくをお願いします。

○近藤座長 二村参考人、ありがとうございます。事務局から御説明をお願いします。

○今川室長 事務局の今川です。二村参考人、どうもありがとうございました。海外についても、基本的には日本国内で行っている規定と同じ規定を、輸入時に掛けることとなります。すなわち、これは遺伝子組換えのほうも基本的には同じですけれども、少なくとも日本では届出という制度をしておりますので、日本への輸入前に、少なくともそのものか、その更に親でもいいのですけれども、流通前には必ず厚生労働省に対して事前相談をしていただいて、これは届出でいいですねという確認は取っていただくこととなります。

仮に、確認が取れずに流通してしまう可能性というのは確かにあるのですけれども、それは基本的には国内でも同じだと思いますが、そういう場合には、後付けになるのかもしれませんが、分かった時点でしっかり確認を行って、仮にそれが外来遺伝子が入っていましたというものは、当然回収とか、食品衛生法上の回収命令などの措置になると思います。後付けで確認したところ、結果的には入っていませんでしたという場合には、同じように厚生労働省のホームページに届け出られた旨を公表することになりますけれども、その上市年月というのは、恐らく届出

よりも、前の流通した日などになってくるのではないかと考えています。手続上は、基本的には同じということになります。以上です。

○近藤座長 ありがとうございます。二村参考人、今の説明でよろしいでしょうか。

○二村参考人 ありがとうございます。そうすると、海外で作られて、例えば後代交配種ということで作られたものであっても、もしそれが事前にその前の段階で届出等をされていなければ、その後代交配種のを輸入する際に、事前相談と届出をきちんと行ってくださいという、そういう流れになるということですね。

○今川室長 事務局の今川です。そのとおりでございます。

○二村参考人 はい、ありがとうございます。

○近藤座長 ほかに何か御意見ございますでしょうか。ないようですので、本日は、この改正案については、結論のほうは今回持ち越しとさせていただきます。情報伝達、情報管理のところも御意見を頂いたので、そこを併せて次回また御議論いただくことにしたいと思います。

最後に、委員、参考人の方々、何か追加で御発言ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の議事を終了いたします。何か連絡事項がございましたら、事務局のほう、お願いいたします。

○今川室長 事務局の今川です。本日は、本当にどうもありがとうございました。次回、第4回目の調査会につきまして、今後、日程調整等をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ほかに、こちらからは特に、農林水産省の方々も大丈夫ですか。そうしましたら、事務局からは以上です。

○近藤座長 それでは、本日の遺伝子組換え食品等調査会はこれにて終了いたします。どうも、皆様ありがとうございました。